

学術・教育委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）の定款第28条の規定に基づき、学術・教育委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 部会規程第2条に定める専門部会（以下「部会」という。）を置き、各部会が円滑に運営できるよう統括、管理すること。
- (2) 複数の部会の専門分野にまたがるテーマに関する講習会等を企画し、これを運営すること。
- (3) 前号のほか、臨床検査に関与する者のための研修会、研究会、講演会等を企画し、これを運営すること。
- (4) その他、理事会が必要と認める事項。

(委員)

第3条 委員会の委員は、学術・教育委員会担当理事及び各部会の長（以下「部会長」という。）で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 委員長は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席とみなす。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面又は電磁的方法をもって委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代え

ることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

- 5 委員長は、適当と認める者に対しては、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第5条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は原則として非公開とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成25年3月24日から施行する。

平成28年 9月 1日改定

平成30年11月16日改定